

事務連絡
令和2年10月30日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課
課長 喜納 啓二
〈公 印 省 略〉

(令和2年11月) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の取扱いについて

標記のことについて、令和2年11月における取扱いを下記の通りお示いたします。

- 対象となるサービス提供等の取扱い (※村ホームページに掲載しております)
- ①令和2年4月22日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて (通知)」
- ②令和2年4月22日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援等の取扱いについて」
- ③令和2年4月15日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る日中活動系サービス等の取扱いについて」
- ④令和2年4月15日付 事務連絡「新型コロナ感染症対策に伴う在宅支援等に係る報酬の算定についての報告書の取扱いについて」

※上記の内容について、令和2年11月においても引き続き適用します。

- 障害児通所支援等の平日における休業日単価の取扱いについて
適用：令和2年11月における平日における休業日単価の取扱いは行いません。
- 障害児通所支援等の支給決定量の増量について
適用：令和2年11月における支給決定量の増量は行いません。

問い合わせ
北中城村役場 福祉課 社会福祉係
担当：大城
TEL：098-935-2233 (内線 254)
FAX：098-982-0345